



令和8年度 農業競争力強化農地整備事業 岡本地区農用地等集団化計画策定業務委託

金抜設計書

業 務 番 号 2026084200

業 務 名 令和8年度 農業競争力強化農地整備事業 岡本地区農用地等集団化計画策定業務委託

履 行 場 所 加東市岡本地内

兵庫県 加東市

[illegible]

令和8年度

農業競争力強化農地整備事業

岡本地区

令和8年度 農業競争力強化農地整備事業 岡本地区農用地等集団化計画策定業務委託
2026084200

金抜き設計書

(当初)

加東市

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事業名	農業競争力強化農地整備事業 岡本地区
業務名	令和8年度 農業競争力強化農地整備事業 岡本地区農用地等集団化計画策定業務委託

コード	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	*** S単－ 1号 ***					
S02115	測量技師		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	測量技師			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 時間の制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04023				
R04023	測量技師		人			
	合 計					算出数量 1.000 人
	単 価					
	*** S単－ 2号 ***					
S02115	測量技師補		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	測量技師補			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 時間の制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04024				
R04024	測量技師補		人			
	合 計					算出数量 1.000 人
	単 価					
	*** S単－ 3号 ***					
S02115	測量助手		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	測量助手			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 時間の制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04025				
R04025	測量助手		人			
	合 計					算出数量 1.000 人
	単 価					
	*** S単－ 4号 ***					
S02115	測量補助員		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	測量補助員			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 時間の制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04032				
R04032	測量補助員		人			
	合 計					算出数量 1.000 人
	単 価					
	*** S単－ 5号 ***					
S63014	打合せ (測量業務基準日額)		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ (測量業務基準日額) 着手前・最終, 1.00人, 1.00人, 0.00人, 0.5日, 0日			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 時間の制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	
	1) 打合せ 2) 測量主任技師人数	着手前・最終 1.00人				
	3) 測量技師人数	1.00人				
	4) 測量技師補人数	0.00人				
	5) 打合せ日数 6) 往復移動日数	0.500日 0.000日				
R04022	測量主任技師		人			
R04023	測量技師		人			
	合 計					算出数量 1.000 回
	単 価		回			

事業名	農業競争力強化農地整備事業 岡本地区
業務名	令和8年度 農業競争力強化農地整備事業 岡本地区農用地等集団化計画策定業務委託

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S単- 6号 ***					
S63014	打合せ (測量業務基準日額) 打合せ (測量業務基準日額) 中間, 1.00人, 0.00人, 1.00人, 0.5日, 0日		回	基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 制約作業時間:0.0	1.000 回 超勤時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	歩A 当たり算出
	1) 打合せ 2) 測量主任技師人数	中間 1.00人				
	3) 測量技師人数 4) 測量技師補人数	0.00人 1.00人				
	5) 打合せ日数 6) 往復移動日数	0.500日 0.000日				
R04022	測量主任技師		人			
R04024	測量技師補		人			
	合 計					算出数量 1.000 回
	単 価		回			
	*** S単- 7号 ***					
S63023	電子納品版業務報告書作成 電子納品版業務報告書作成 2, A-4, 200, 3cm, 0		式	基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 制約作業時間:0.0	1.000 式 超勤時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	歩A 当たり算出
	1) 報告書部数 (部) 2) 規格区分	2.000 A-4				
	3) 枚数区分 (枚) 4) 厚さ区分 5) CD-R枚数 (枚)	200 3cm 0.000				
P43430	報告書焼付代 (コピー) A-4以下 200枚	2.000	部			
P43541	簡易加除式ファイル A4縦型幅3cm (チューブ・パイプファイル)	2.000	冊			
P43602	CD-R CD-R (記録面色素フタロシアニン) 700MB	0.000	枚			
	合 計					算出数量 1.000 式
	単 価		式			
	*** S単- 8号 ***					
S63032	《打合せ (測量旅費・交通費)》 《打合せ (測量旅費・交通費)》 着手前・最終, 通勤により打合せ, ライトバン, 1日, 2時間		回	基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 制約作業時間:0.0	1.000 回 超勤時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	歩A 当たり算出
	1) 打合せ内容 2) 測量主任技師配置人員 3) 測量技師配置人員 4) 測量技師補配置人員	着手前・最終 1人 1人 0人				
	5) 宿泊区分 6) 交通機関区分	通勤により打合せ ライトバン				
	7) 高速道路往復料金 (税別) 8) 鉄道往復1人当料金 (税別)	0円 0円				
	9) バス往復1人当料金 (税別) 10) 船舶往復1人当料金 (税別)	0円 0円				
	11) 航空往復1人当料金 (税別) 12) ライトバン使用日数	0円 1日				
	13) 時間区分 14) 宿泊料金1式当料金 (税別) 15) 宿泊手当1式当料金 (税別) 16) 落札率	2時間 0円 0円 0.000000				
M28121	ライトバン[ガソリン・二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L		日			
P34001	ガソリン JIS2号 レギュラースタンド	5.400	L			
	合 計					算出数量 1.000 回
	単 価		回			
Y70013	安全費往復経費					
	*** S単- 9号 ***					
S63032	《打合せ (測量旅費・交通費)》 《打合せ (測量旅費・交通費)》 中間, 通勤により打合せ, ライトバン, 1日, 2時間		回	基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	1.000 回 超勤時間:0.0 時間的制約:なし	歩A 当たり算出

[illegible]

[illegible]

数量総括表(農用地等集団化計画策定業務)

・集団化業務

項 目		数 量	備 考
農用地等状況調査		1 式	
打合せ	着手前	1 回	
	中間	2 回	
	最終	1 回	
旅費交通費		1 式	打合せ分(4日)
業務報告書作成		1 式	電子納品版

換地集団化事業計画書

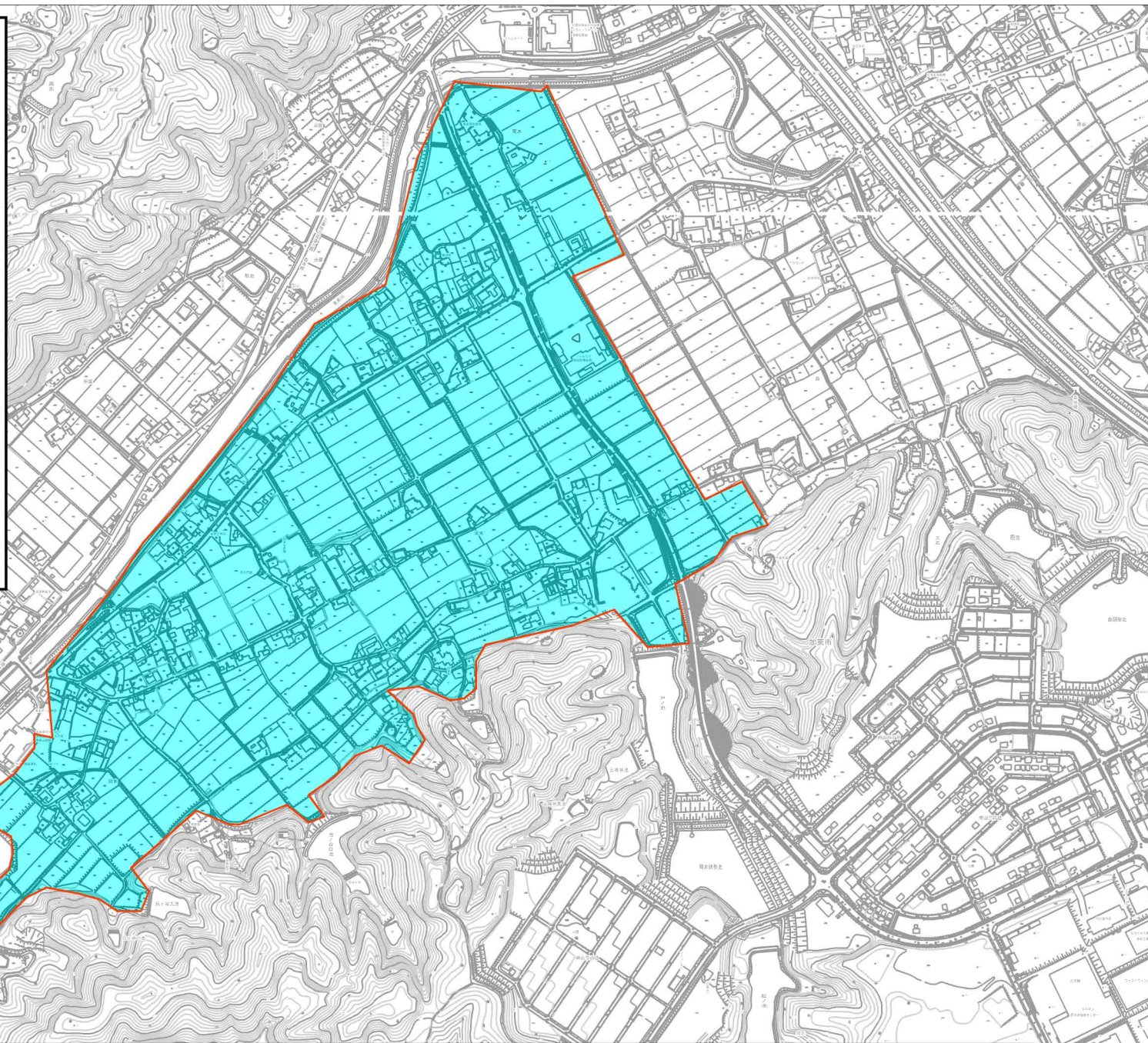
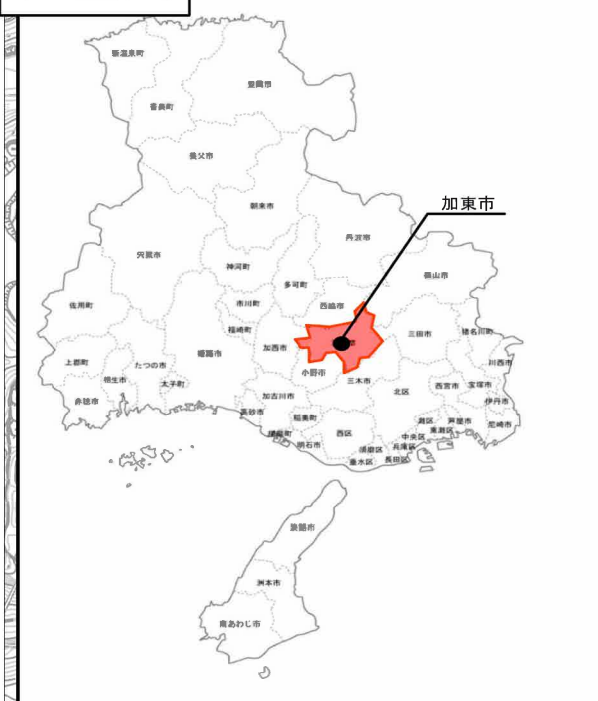
経営体育成促進換地等調整事業

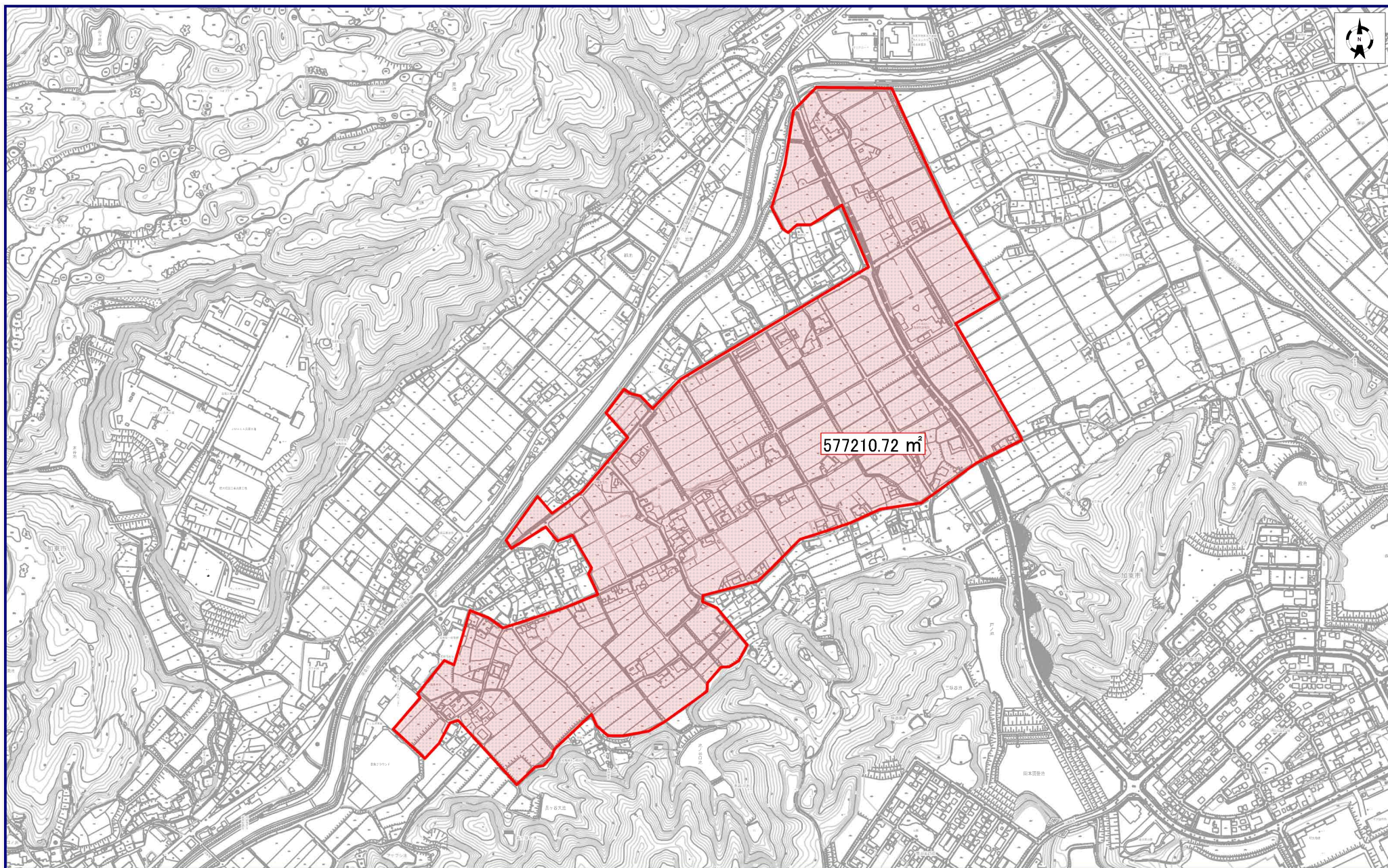
業務項目	業務内容		令和8年度 該当項目
①農用地等状況調査	従前地図面作成	現形図作成	○
	従前地調査	土地改良所在図等調査・所有権調査	
		相続等調査	
	従前地調査結果の整理集計	用途地目別集計	
		各人別名寄せ帳作成	
		各筆調書作成	
	国公有地調書の作成	法第 5 条 6 項編入調書、図作成	
	特定用途用地等に係る調書の作成等	特定用途用地調書	
		不換地特別減歩調書	
		異種目換地調書	
④合意形成促進		農地中間管理権等調書の作成	
		農地中間管理権等調書	
		農用地分散状況調査	
		農家分散状況図作成	
⑤地区内アンケート調査		集落説明会等の開催	
		推進委員会等の参加	
		アンケート調査内容の検討	
⑧地域営農構想作成		アンケート調査実施	
		アンケート調査集計・分析	
⑬換地設計基準作成		土地改良事業完了後の営農構想を作成	
		換地設計基準書（案）作成	
		関係農家への説明	

但し、業務内容の詳細については、経営体育成促進換地等調整事業実施要領によるものとする。

地区名： 岡本
面積： 58ha （想定数量）

位置図





1/10000



577, 210. 72 ÷ 58ha

農用地等集団化業務 地区面積A=58ha

令和 8 年度
農業競争力強化農地整備事業
岡本地区農用地等集団化計画策定業務委託

仕 様 書

（ 特記仕様書
特記事項 ）

目 次

農地等集団化業務業務特記仕様書	1~4
〔別紙 1〕 個人情報取扱特記事項	5~7

農用地等集団化業務特記仕様書

第1章 総則

第1-1条(総則)

本業務は、加東市岡本地内では場整備事業に伴う換地計画等を策定するための基準となる地域内の農用地等の状況調査等を作成するものである。

第1-2条(適用範囲)

本仕様書は、加東市が委託する「令和8年度農業競争力強化農地整備事業岡本地区農用地等集団化計画策定業務委託」(以下「業務という」)に適用する。

第1-3条(事業の目的)

本業務は、換地計画を必要とする土地改良事業実施予定地区である岡本地区において、地区内の農用地利用の状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成することにより、事業着手後における円滑な換地計画の樹立や換地処分の実施を行い、かつ、換地と農地中間管理権及び利用権の設定を一体的に推進する仕組みを効果的に活用することにより、事業実施地区における農用地の集団化その他農業構造の改善及び土地利用の合理化に資することを目的とする。

第1-4条(一般事項)

業務委託契約書に記載されている以外の一般事項は次のとおりである。

1. 作業実施の順序、方法等は監督員と密な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。
2. 本業務を実施するにあたっては主任技術者を定めなければならない。主任技術者は農用地等集団化業務に精通しているほか、次に定める資格を有する者、またはこれと同等の能力と経験を有するものでなければならない。
 - ・土地改良換地士

第1-5条(疑義)

受託者は、作業の実施にあたり本仕様書等に疑義が生じた場合は、監督員と協議し指示を受けるものとする。

第1-6条(情報管理及び情報保護対策)

本業務で取り扱う情報については、個人情報をはじめ、発注者より貸与されたいかなる資料及び情報も適正に管理するとともに、[別紙1]個人情報取扱特記事項を遵守すること。

第1－7条(使用する基準書及び参考図書等)

本業務に使用する基準書等は、この特記仕様書その他、以下に挙げるものを想定しており、その他のものを適用する場合は監督員の承諾を得ること。

1. 経営体育成促進換地等調整事業実施要領(以下「調整要領」という。)
2. 換地計画実施要領(以下「計画要領」という。)
3. その他、関係法令、規則等

第1－8条(作業実施計画)

1. 受託者はあらかじめ作業実施計画書を作成し、作業着手前に監督員に提出して承諾を得なければならない。
2. 作業実施計画書を変更しようとする場合は、前項の手続きに準ずるものとする。ただし、軽微な変更の場合はこの限りではない。
3. 前項のただし書きにより変更を行った場合は、その都度監督員に報告しなければならない。

第1－9条(貸与品)

本業務に必要な資料について、貸与を受けるものとするが、貸与された資料は責任を持って保管し、紛失・汚損などを生じさせないように十分注意するとともに、業務終了後速やかにこれを返却するものとする。

第1－10条(作業の確認)

受託者は、主要な作業工程の区切り期等において、監督員の指示した箇所については監督員の承諾を得なければ次の作業を進めてはならない。

第1－11条(検査)

受託者は、既済み部分検査及び完了検査を受ける場合には、発注者が指定した者が立会いの上、検査を受けなければならない。

第1－12条(土地の立ち入り)

1. 受託者は作業の実施にあたり、国有・公有又は私有の土地に立ち入る場合は、身分証明書を掲示しなければならない。
2. 受託者は他人の土地に立ち入る場合はあらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。
3. 受託者は他人の土地に立ち入る場合は占有者に迷惑を及ぼさないよう十分注意しなければならない。

第1－13条(業務の場所)

本業務の場所は、加東市岡本地内で別添位置図に示す区域である。

第1－14条(業務の概要)

本業務は次に掲げる作業項目を実施するものとする。

(1) 農用地等状況調査

第1-15条(設計の条件)

本業務の設計条件は次のとおりとする。

農用地等集団化業務 地区面積A＝58ha

第1-16条(業務の期間)

本業務の期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

第2章 業務内容

第2-1条(農地等状況調査)

土地改良事業に係る土地の登記記録の確認、現地の確認等により土地の権利関係、農地中間管理権等の設定状況、農作業受委託の実施状況その他各種権利関係の状況の調査を行い、その結果を筆ごとの調書、権利者ごとの名寄帳等へ整理するとともに、これらを基にした従前地図面の作成等を行う。

第3章 打合せ

第3-1条(打合せ)

打合せ時期及び回数は下記によるものとする。

また、監督員及び地元等の打合せにおいては、打合せ簿を作成するものとする。

第1回 着手前(作業内容と作業方針)

第2回 中間(全体方針取りまとめ前(途中段階))

第3回 中間(地元説明会への参加)

第4回 最終

第4章 成果品

第4-1条(成果品)

本業務の成果品は以下のとおりである。

- | | |
|--------------|----|
| 1. 従前地図面 | 1式 |
| 2. 従前地各筆調書 | 1式 |
| 3. 従前地各筆カード | 1式 |
| 4. 従前地各人別名寄帳 | 1式 |
| 5. 国公有地調書 | 1式 |
| 6. 特定用途用地調書 | 1式 |
| 7. 不換地等調書 | 1式 |

8. 創設換地調書	1式
9. 異種目換地調書	1式
10. 農地中間管理権等調書	1式
11. その他監督員が指示するもの	1式

第5章 契約変更

第5－1条(成果品)

特記仕様書に規定する甲乙協議事項は下記のとおりとする。

1. 別紙1に示す業務項目及び内容に変更が生じる場合
2. 第3－1条に示す「打合せ」の回数に変更が生じる場合
3. 第3者との協議による場合
4. 工期の変更が生じる場合

個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 加東市（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第2条 乙は、この契約における個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

- (1) 乙は甲の許可なく、甲の指定した場所又は甲が承認した場所から個人情報を持ち出してはならない。
- (2) 乙は、甲から個人情報の提供を受けるとき又は甲に引き渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を甲に提出し、許可を得るとともに、甲の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第3条 乙は、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、従事者が負うべき個人情報の保護に関する法律に規定する安全確保の措置及び民事上の責任その他の個人情報の適切な取扱いに必要な教育及び研修を、従事者全員に対して実施しなければならない。

(守秘義務)

第4条 乙は、この契約において直接又は間接に知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 乙は、従事者に対し、この契約において直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約において個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、個人情報をこの契約における事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 乙は、この契約において必要な個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、甲に対し全ての責任を負

うものとする。

- 3 乙は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、乙及び再受託者がこの特記事項に定める義務、禁止事項を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。
- 4 乙は、前項の約定において、甲の提供した個人情報並びに乙及び再受託者がこの契約において収集した個人情報を乙及び再受託者以外の者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(作業場所の指定)

第9条 乙は、個人情報を取り扱う場所について、あらかじめ書面により、甲に通知しなければならない。

(個人情報の消去及び媒体の返却)

第10条 乙は、この契約において甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報について、この契約が終了し、又は解除された後において、甲が別に指示した方法により、速やかに個人情報を消去し、廃棄し、又は甲に返却しなければならない。

(監査及び検査)

第11条 甲は、この契約における個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再受託者に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約における事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙は、この契約における個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(誓約書の提出)

第13条 乙は、第3条に規定する教育及び研修を実施するとともに、個人情報の保護に関する誓約書(別記様式)を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める教育及び研修を実施させるとともに、個人情報の保護に関する誓約書(別記様式)を乙に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再受託者から提出された個人情報の保護に関する誓約書(別記様式)を甲に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約における事務を処理するために乙又は再受託者が取り扱う個人情報について、乙又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故があったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(別記様式)

個人情報の保護に関する誓約書

兵庫県加東市

加東市長 岩根 正 様

当社及び当社の従事者は、下記の契約業務中に知り得た個人情報、加東市の情報等を、契約期間中はもちろん契約期間後及び当社の従事者の退職後も、みだりに他人に故意又は過失によって漏えい、改ざん、毀損、又は滅失をしません。また、これらの情報等を加東市に無断で使用しません。

また、その結果として加東市に損害を与えません。

当社は、個人情報保護方針及び個人情報保護管理規程を策定し、個人情報の保護に関して当社の従事者に対して教育及び研修を実施しています。

以上の事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 契約の件名 令和8年度 農業競争力農地整備事業
岡本地区農用地等集団化計画策定業務委託
- 2 契約締結日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

住所又は所在地 _____

名 称 _____

(代表者の氏名) _____ 印 _____